



給料・手当等の支給金額の内訳	月区分	支給月日	基本給	家族手当	手当	手当	手当	手当	手当	総支給金額	給与等から控除された小規模企業共済等掛金の金額	前月中に通常の給与を支給していなかった場合に支給する賞与の税額計算				
												区分	第1回	第2回	第3回	
													支給月日	.	.	.
													社会保険料等控除後の賞与の金額	①		
													①×1/6又は1/12	②		
													②に対する月額表に定める税額	③		
													算出税額 (③×6又は12)			
													支給する賞与の金額が、前月中に支給した通常の給与の10倍を超える場合の賞与の税額計算			
													区分	第1回	第2回	第3回
													支給月日	.	.	.
												社会保険料等控除後の賞与の金額	①			
												①×1/6又は1/12	②			
												②+前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」	③			
												③に対する月額表に定める税額	④			
												④+前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」に対する月額表の税額	⑤			
												算出税額 (⑤×6又は12)				
災害減免法による徴収猶予関係	申告書の受付月日			徴収猶予許可月日			徴収猶予期間			雑損失又は繰越雑損失がある場合の徴収猶予限度額						
	月 日			月 日			自 月 日 至 月 日									
退職所得の税額計算	就職年月日	..	退職年月日	..	退職所得控除額の計算	勤続年数及びその勤続年数に応ずる控除の金額	自 年 月 日 ( 年 ) ①	特定役員退職所得控除額の計算	特定役員等勤続年数	自 年 月 日 A	平成29～令和2年中の退職手当の有無等					
	役員就任年月日	..	役員退任年月日	..		上の勤続年数に通算された前の退職手当についての勤続年数及びその勤続年数に応ずる控除の金額	自 年 月 日 ( 年 ) ②		一般勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日						
	支払確定年月日	..	支給年月日	..		差引退職所得控除額 (①-②)	⊖		重複勤続年数	自 年 月 日 B 至 年 月 日 ( 年 )						
	退職区分	普通・障害	特定役員退職手当等の有無	有・無					特定役員退職所得控除額 (40万円×(A-B)+20万円×B)							
	1	通常の場合	区分 一般 特定役員	支給金額	①	退職所得控除額	②	課税退職所得金額 (①-②)×1/2 又は①-②	③	③に対する税額 (申告がないときは、①×20.42%)						
2	追加支給をする場合	区分 一般 特定役員	追加支給の金額	①	前に支給した退職手当	②	合計支給額 (①+②)	④	課税退職所得金額 (④-⑤)×1/2 又は④-⑤	⑥	①から徴収する税額 (⑦-③)					
					同上の徴収税額	③	同上の退職所得控除額	⑤	⑥に対する税額	⑦	前回、今回とも申告がないときは、①×20.42%					
受給に関する申告書の提出	3	本年中に他から受けた退職手当がある場合	区分 一般 特定役員	支給金額	①	本年中に他から受けた退職手当	②	合計支給額 (①+②)	④	課税退職所得金額 (④-⑤)×1/2 又は④-⑤	⑥	①から徴収する税額 (⑦-③)				
						同上の徴収税額	③	同上の退職所得控除額	⑤	⑥に対する税額	⑦	申告がないときは、①×20.42%				
有・無	4	特定役員退職手当等と一般退職手当等の両方を支給する場合	支給金額	①	一般退職手当等の金額	②	退職所得控除額	④	一般退職所得控除額 (④-⑤)	⑥	⑦に対する税額					
					特定役員退職手当等の金額(①-②)	③	特定役員退職所得控除額	⑤	課税退職所得金額 (②-⑥)×1/2+(③-⑥)	⑦	申告がないときは、①×20.42%					

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(令和3年分)  
 (平成24年 3月31日財務省告示第115号別表第三(平成31年3月29日財務省告示第97号改正))

賞与の金額に 乗ずべき率	甲																乙			
	扶 養 親 族 等 の 数																			
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人		6 人		7 人以上		前月の社会保険料等 控除後の給与等の金額			
	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	未 満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000		
2.042	68	2.042	94	2.042	133	2.042	171	2.042	210	2.042	243	2.042	275	2.042	308	2.042	372	2.042		
4.084	79	4.084	243	4.084	269	4.084	295	4.084	300	4.084	300	4.084	333	4.084	372	4.084	372	4.084		
6.126	252	6.126	282	6.126	312	6.126	345	6.126	378	6.126	406	6.126	431	6.126	456	6.126	456	6.126		
8.168	300	8.168	338	8.168	369	8.168	398	8.168	424	8.168	450	8.168	476	8.168	502	8.168	502	8.168		
10.210	334	10.210	365	10.210	393	10.210	417	10.210	444	10.210	472	10.210	499	10.210	523	10.210	523	10.210	222千円未満	
12.252	363	12.252	394	12.252	420	12.252	445	12.252	470	12.252	496	12.252	521	12.252	545	12.252	545	12.252		
14.294	395	14.294	422	14.294	450	14.294	477	14.294	503	14.294	525	14.294	547	14.294	571	14.294	571	14.294		
16.336	426	16.336	455	16.336	484	16.336	510	16.336	534	16.336	557	16.336	582	16.336	607	16.336	607	16.336		
18.378	520	18.378	520	18.378	520	18.378	544	18.378	570	18.378	597	18.378	623	18.378	650	18.378	650	18.378		
20.420	601	20.420	617	20.420	632	20.420	647	20.420	662	20.420	677	20.420	693	20.420	708	20.420	708	20.420	222	293
22.462	678	22.462	699	22.462	721	22.462	745	22.462	768	22.462	792	22.462	815	22.462	838	22.462	838	22.462		
24.504	708	24.504	733	24.504	757	24.504	782	24.504	806	24.504	831	24.504	856	24.504	880	24.504	880	24.504		
26.546	745	26.546	771	26.546	797	26.546	823	26.546	849	26.546	875	26.546	900	26.546	926	26.546	926	26.546		
28.588	788	28.588	814	28.588	841	28.588	868	28.588	896	28.588	923	28.588	950	28.588	978	28.588	978	28.588		
30.630	846	30.630	874	30.630	902	30.630	931	30.630	959	30.630	987	30.630	1,015	30.630	1,043	30.630	1,043	30.630	293	524
32.672	914	32.672	944	32.672	975	32.672	1,005	32.672	1,036	32.672	1,066	32.672	1,096	32.672	1,127	32.672	1,127	32.672		
35.735	1,312	35.735	1,336	35.735	1,360	35.735	1,385	35.735	1,409	35.735	1,434	35.735	1,458	35.735	1,482	35.735	1,482	35.735		
38.798	1,521	38.798	1,526	38.798	1,526	38.798	1,538	38.798	1,555	38.798	1,555	38.798	1,555	38.798	1,583	38.798	1,583	38.798	524	1,118
41.861	2,621	41.861	2,645	41.861	2,669	41.861	2,693	41.861	2,716	41.861	2,740	41.861	2,764	41.861	2,788	41.861	2,788	41.861		
45.945	3,495	45.945	3,527	45.945	3,559	45.945	3,590	45.945	3,622	45.945	3,654	45.945	3,685	45.945	3,717	45.945	3,717	45.945	1,118千円以上	

(注)この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い方」をご覧ください。
- 「社会保険料等」とは、所得税法第74条第2項(社会保険料控除)に規定する社会保険料及び同法第75条第2項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。

また、「賞与の金額に乘ずべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

(備考)賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりです。

- 「給与所得者の扶養控除等申告書」(以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。)の提出があった人(4に該当する場合を除きます。)

(1) まず、その人の前月中の給与等(賞与を除きます。以下この表において同じです。)の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額(以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」といいます。)を控除した金額を求めます。

(2) 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等(その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除きます。また、扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書等に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等)に限り、(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。

(3) (2)により求めた「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。

2. 1の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者(特別障害者を含みます。)、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者(特別障害者を含みます。))又は同居特別障害者(障害者(特別障害者を含みます。))又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者(特別障害者を含みます。))又は同居特別障害者に限り、(1)に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。

- 扶養控除等申告書の提出がない人(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含み、4に該当する場合を除きます。)

(1) その人の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を求めます。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。

4. 前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額(その金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、平成24年 3月31日財務省告示第115号(平成31年3月29日財務省告示第97号改正)第3項第1号イ(2)若しくはロ(2)又は第2号の規定により、月額表を使って税額を計算します。

5. 1から4までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料等の金額とみなします。